

## 第 5 回定例教育委員会 会議録

開催月日 令和元年7月3日（水）

開催時間 午後 3 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

開催場所 教育委員会室

出席委員 教育長 市川 満  
教育長職務代理者 野田 清紀  
委員 三塚 憲二、加藤 正芳、佐藤 喜美子

出席職員 教育次長 齊木 邦彦  
教育監 青柳 達也  
学力向上対策監 初鹿野 仁  
次長（総務課長） 小田切三男  
福利給与課長 小尾 一仁  
学校施設課長 後藤 宏  
義務教育課長 中込 司  
高校教育課長 廣瀬 浩次  
高校改革・特別支援教育課長 本田 晴彦  
社会教育課長 保坂 哲也  
スポーツ健康課長 丸山 正雄  
学術文化財課長 村松 久  
総務課総括課長補佐 小泉 治明  
政策企画監（総務課課長補佐） 清水 康邦  
総務課課長補佐 小林 宏行  
総務課課長補佐 入倉 俊幸  
総務課副主幹 河野 奈美  
総務課副主査 渡邊 勲

総務課  
副主幹 川崎 健司  
主任 廣野 陽飛  
義務教育課  
主査・指導主事 櫻井 順矢  
局付主幹 小俣 達也  
高校改革・特別支援教育課  
課長補佐 望月 公  
主幹・指導主事 荒川 昌浩

傍聴人 0 名

報道 1 名

会議要旨

### 〔 教育長開会宣言 〕

教育長から武者委員が都合により会議を欠席する旨の届け出があったとの報告があった。  
議案第16号、第17号までについてはについては、個人情報に関することであるため非公開  
としたい旨が教育長から発言され、出席委員全員が了承のうえ非公開とした。

### 1 議 案

第 16 号 山梨県立学校いじめ問題対策委員会の委員の委嘱・任命について

〔説明〕 高校教育課

（ 非公開 ）

【原案どおり決定】

第 17 号 山梨県特別支援教育振興審議会委員の委嘱・任命について

〔説明〕 高校改革・特別支援教育課

( 非公開 )

【原案どおり決定】

第 18 号 山梨県特別支援教育振興審議会の諮問事項について

〔説明〕 高校改革・特別支援教育課

市川教育長 現行の特別支援教育推進プランというのがあるが、法制度等が変わってきた。それから本県においても特別支援教育のニーズが高まってきているという状況の中で、県計画を1年前倒しをして新たな計画を作る。そのために策定するという諮問を行うという内容。

佐藤委員 2点質問と、1つ意見を言わせていただきたい。  
今ご説明にもあったと思うが、就学システムの変更ということをもう一度ちょっと詳しく伺いたい。それから特別支援学校の生徒と、普通高校の交流学习とか本県ではあるのか。  
意見としては、中学校校長時代に、ろう学校と交流を行っていた。生徒たちにとっても、ろう学校の生徒にとっても貴重な体験だったなというふうに思っているが、あと特別支援コーディネーターを中心に、学校全体で、かえって支援の先生を講師として招聘して校内研修を実施するとか、現場でも非常に努力をしていた。インクルーシブ教育の実現って大事なことだというふうに考えているが、今後合理的配慮ということが提供の実現とかに向けて、学校の果たすこととか、抱える中身というのがきつと様々に増していくだろうなということが予測されるが、小中高校の学校現場側の受け皿としての準備も合わせて整えていかないと、かなり厳しい現実があるかなと思う。  
この間、6月の終わりにOECDの学校教員の勤務環境の国際調査の結果が出ていたが、日本の教諭は勤務時間が最も長くて、その一方で専門性とか指導力を高めるためにかける時間というのは最も短いということで、教科指導とか特別支援の指導などの専門性とか指導性を高めたいと日本の先生はすごく強く感じている割合が、各国の平均値よりも非常に大きく上回っていた。でもそれがなぜできないのかということで、事務仕事とか部活指導とかに時間がかかり食われていることや、研修日程と仕事のスケジュールが合わないというのを利用にあげているということが新聞にあった。これらの状況を鑑みると、普通学校の先生方にも普通学級というのか、通常学級の担任の先生にもゆとりがなくは、インクルーシブ教育というのはかなり難しいのではないかなというふうに思う。その辺りのことを県としてはどんなふうに考えていこうとしているのかが気になっているところ。

望月課長補佐 学校教育法施行令の一部改正、平成25年に行われたものについて説明する。就学システムが変更された点の説明になるが、学校教育法施行令22条の3に、障害の程度のこと示されている。その障害の程度によって今まで、その25年以前はこのぐらいの程度であれば盲学校に行く。このぐらいの程度であれば、ろう学校に行くというふうな、そういうシステムになっていたわけだが、例えば目が不自由な生徒がその22条の3に該当して小中学校に行く場合については、認定就学者と認められた生徒が小中学校に行くことができるというシステムだったが、今は逆。全ての生徒はインクルーシブ教育を推進していく中で、基本的に同じ場で学んでいく。特別支援学校に該当する、22条の3に該当するものが認定特別支援学校就学者という名前になって、逆に認められたものが特別支援学校に行くというシステムに変わっている。全くシステムが逆になっている形である。  
もう1点は、市町村教育委員会が就学先を決定するという仕組み。それが市町村教育委員会の専門性を高めていく必要はあるかと考えている。

- 市川教育長 要するに、ベクトル、基点が違うということだね。特別支援学校から考えるのか、一般の小中学校から考えるかということ、後者のほうになったという。小中学校から基点に考えていってということか。
- 望月課長補佐 それでも必ず無理があるので、特別支援学校に就学する者は当然いる。本人や保護者の意向を十分尊重するという形になっているので、そこで本人、保護者が盲学校に行きたい、かえで支援学校に行きたいというようなことであれば、認められればかえで支援学校に行くことができる。障害の対象になれば行くことができるというシステムに変わってきている状況。
- 市川教育長 次は交流の関係。
- 望月課長補佐 交流については特別支援学校でもかなり多く取り組まれている。交流の形態が3つある。学校間交流、それから地域交流、居住地校交流という3つの形態があるが、令和元年度でいうと、特別支援学校が幼稚園、保育所等と2カ所、小学校等は13カ所、中学校等は14カ所、高等学校においては18カ所とそれぞれ交流をしている。それは学校間交流だが、地域交流となると地域の団体、自治会や老人クラブ等とは47団体と交流が進められている。それから居住地校交流というのは、それぞれの子どもたちの住んでいる場所。子どもたちはいろんな遠方から通っている、学校の近くの学校との交流ではなくて、自分の住んでいる地元の学校と交流するのが居住地校交流だが、これが47人予定されている。
- 市川教育長 3点目の意見について。
- 本田課長 いずれプランを策定する時にはそういったことも含め検討したい。どこまで書けるのかというのはあるが、意見をいただいた中で書ける範囲で書いていきたいと考えている。
- 加藤委員 10年間で特別支援教育の対象がどんどん増え続けて1.9倍になった。では、それには当然対応していかなければいけないということだが、こういう社会現象に対してもっと前の段階で何が起きているのかを、と調査し、対応するというようなことが必要じゃないか。非常に難しいが。
- 市川教育長 そういったものを含めて今回の諮問の中で、プランでどこまで盛れるか分かりませんが、検討していくということだろうと思う。中にそういった実情があるということ踏まえて、今回プランを1年前倒しをして、しかも計画期間は今回5年にした。
- 本田課長 5年を想定。
- 市川教育長 現行は10年間だが、今回は5年という、短くして、少しでも早く対応するという形ですということ。
- 野田委員 法改正があったからこれを変えるみたいではなく、あくまでも山梨県の教育だから、こういう先行してやるというものがあってもいいと思う。例えば、ここに10年間で特別支援学校の在籍者1.9倍、通級に通う人が1.6倍と言うけど、私たちの子どもの頃だって落ち着きのない子とか、すぐあっちに行ってしまう困らせる子がいた。今は、発達障害の一部として認知されてきて、分けるという問題になっているんだけど、それは前からあったと思う。増えたと言うことではないと思う。せっかく当初の計画期間を繰り上げてやるのだから、もう一步進んでやるべきであるし、10年間で5年間にして、しかも前倒しでやるのだから、5年間のうちに、中間年でもその見直しというものを入れるべきだと思う。10年一昔と昔言ったけど、今は1年一昔だと思うので、そういう意味では中間年の2年目もしくは3年目に、結果が出ているのかどうなのか、チェックできる、PDCAに回す方策を入れ込むべきではないのか。

- 市川教育長 今の方針は、中間で検証して見直すという形になっているので、これもそんな形を目途にさせていく。
- 三塚委員 法律的なことは裏付けのことを載せただけか。だから現状はこう変わってきているからやらなければいけないということだと思うんだけど。例えばこういったものは医療政策なんか見ていると数値目標を出す。この計画も数値目標を出してくるんのか。非常に難しいと思うが。
- 望月課長補佐 支援学校で数値目標というのはかなり難しいような気がする。
- 三塚委員 実際のところ本当に難しいと思うんだが。少しでも数値目標が出せるような部分は出せれば、次回の見直しの時に、具体的に検討できるのかと。ただ、支援学校では、そんなことできないとよく分かっているんだが、何かそういったものも少し考えられないかなと。
- 市川教育長 大変貴重な意見だと思う。先ほどの佐藤委員の指摘にもあった専門性を高めることとか、指標が数値化できないとか、できる点には注意し、他の計画のように全て網羅するのではなく、できるものはしていくということか。
- 三塚委員 そうすると少し前に進みやすみなってくると思う。
- 加藤委員 他県の例でも10年で1.9倍とか、そういう数値になっているのか。
- 望月課長補佐 割合的には全く全国的に同じような割合。山梨県が特例ではなく、全国的にニーズが高められているという状況。
- 市川教育長 先ほど野田委員の発言にあるとおり、昔は発達障害についての知識は技術もなかったもので、その辺りも多分影響があると思う。
- 佐藤委員 ある意味インクルーシブ、みんな一緒。
- 三塚委員 発達障害については、未だに定義付けもはっきりしていない部分がある。
- 野田委員 この症状が出れば何々病とかというわけじゃないから。

#### 【原案どおり決定】

### 第19号 職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

〔説明〕 総務課

- 市川教育長 内容と対象は条例で決まっているので、今回皆さんからご意見を伺うのは補足の部分でよいか。
- 小田切課長 補足としてパターンや時間帯を細々と設定しているのが今回の規程になる。
- 三塚委員 今の状況に、社会の状況を変えていくという話は分かるが、例えば教育委員会のいろんな業務で、基本的な報告と連絡と相談が、勤務時間にバラツキが出てくる中で、しっかりうまく取れるようなシステムが構築できているのか聞きたい。それから残業というのは、例えば7時に出勤して15時45分で終わった場合でも、そのあと残って仕事をすればそれは残業としてカウントしていくのか。

- 小田切課長 報連相については、ある程度勤務時間帯がずれても、重なる時間が結構あるため、その間で報連相は主にやれているという状態。残業については、勤務時間をずらしたとしても、そこからはみ出た部分は時間外勤務となる。
- 三塚委員 一番心配するのは、その時間がずれてもお互いに重なっている部分があるから報連相がうまく行くと、物理的には思うのだが、実際はいろんな意味でそういったことがうまく行かない。今の状況でもうまく行けない事例が幾つか出てくるのではないのか。だからそれはちゃんとできるのかどうなのかというのが、なかなか難しいのではないのか。机上の上ではそれは当然可能だが、かなりしっかりとしたり方を構築しておかないと、いろんなまたほころびが出てくる可能性があるんで、しっかりやっておいていただきたい。
- 小田切課長 承知した。
- 加藤委員 これは基本的にはフレックスタイムと言うことになると思うのだが、管理する人が業務が多様化して大変だと思う。働く人は言われた時間帯で動けば良いが、上司は全体を統括する意味で、業務管理の訓練を結構やっておかないといけない。時間をずらすということにおいて単独でする業務というものがわりじゃないと思う。その辺の連携が非常に難しいんじゃないかと思うが、どのように考えているのか。
- 小田切課長 やはり難しいところが出てくると思う。基本的にはこれらも全て所属長というか、任命権者という書き方をしているが。所属長が、公務能率に支障がないと認めた場合に可能となる制度ではあるが、基本的にはそれを認める場合には報告とかをしっかりとしなさいよということ念を押してやるということとなるかと思っている。  
また、在宅勤務というのが対象のところにあるのだが、まだ実際県庁で始まっているわけではないが、これからは例えば半日出勤して、半日は、休憩時間を長めに取って帰宅し、午後は自宅で在宅勤務をするというパターンが出てくるかと思う。  
まだ事例がないが、在宅勤務をした時には上司に、今から仕事始める、今終わったという連絡をするという想定にはなっている。
- 野田委員 自宅へ帰って昼寝しても分からない。監視カメラでも付けておかないと。
- 三塚委員 性善説でやって良いのかというところはある。
- 加藤委員 結局、報連相が全部の前提となってくる。
- 佐藤委員 新聞で去年の1月ぐらいからずっと5分早く勝手に帰っていた公務員がいたということが出ていたが、上司がきちっと管理すれば。女性やいろいろ抱えている人にとってはとてもいい制度だと思う、女性の立場だと。
- 三塚委員 在宅勤務は考えものだと思う。
- 野田委員 特殊な出来高ではっきり分かるようなものだったら構わないけど。県庁の仕事はそういうものはなじまないではないか。
- 三塚委員 一般企業で在宅勤務っていうのはあるのか。
- 加藤委員 製造業ではない。
- 三塚委員 デスクワークにしたってそう。

- 加藤委員 ネットワークがあるから。自宅へ帰ってやるといっても関連が取れない、普通は。
- 三塚委員 在宅勤務はやはり反対。そこまで成熟しているとは思えない。やっぱりこれは難しい。
- 佐藤委員 パソコンを利用したネット上の仕事とかはどうか。
- 小田切課長 実用を今からしようとしているところだが、自宅にパソコンを貸し出すなり、自宅の使用パソコンに環境を整備するなりして、職場のパソコンと結んで、要は職場にあるパソコンのデータを家からいじれるというようなことを今からやろうかと考えている。
- 野田委員 それはよしたほうがいい。セキュリティーの問題がある。
- 三塚委員 セキュリティーの問題は絶対出てくる。
- 小田切課長 セキュリティー上の問題については、今解決しようというところ。
- 三塚委員 問題が多いので、在宅勤務はもう時期尚早すぎるし、そこまでまだ視野に入れちゃいけないと思う。
- 佐藤委員 ごく少数の人、対象が。
- 野田委員 パソコンでプログラムを組みあげるとか、こういう仕組みを考えると、ソフトウェアを作成するとか、時間に関係なく、これは何日までに仕上げればいいのかというような業務では区切れるかと思うが、ほかのものはなかなかチェックが難しい。
- 三塚委員 やはりセキュリティーの問題が出てくる。セキュリティーが完全ならば、例えば厚労省にしたって、文科省にしたって、完全だと言っているのが全部漏洩している。現在、セキュリティーの問題は難しいと思う。
- 野田委員 働き方改革の一部の改善としてやるはいいけど、これは民間から見ていると、いいなと思う。自分の会社でも社員は週休二日だし、3年程前から有休を連続1週間取らせているからいいけど。業務による疲労防止と言う書き方に関しては、疲労しない業務なんてあるのか。10時間以上働いているから疲労防止とかって分かるけど、書くなら業務過多により過労防止。そんな疲労がない業務なんてないのではないかと。
- 小田切課長 ない。
- 野田委員 デスクワークであろうが疲労はするはず。ただ変則勤務で前に持っていったり、後ろに持っていったりするやり方というのは良いと思う。自分の会社も早出番と昼間番と遅番とあって、出荷までやるタイプがある。ぐるぐるっと変わるから、朝礼をせず、みんなが集まってくる時間帯に昼礼をする。だからそういう変則勤務はありかなと思う。ただ、在宅勤務はセキュリティーの問題とか、その労働の質とか量とかをどうやってチェックするのかという問題があるので、ここまで今は考えなくてもいいのではないのかなという気がする。
- 加藤委員 一般の製造会社では、フレキシブルでやるのは当たり前。それは少しも問題ない。ただ、在宅ということになると現場から離れてしまうから分からない。
- 市川教育長 当然いろんな条件を課す、こういう場合とか。セキュリティーの問題とかというのがあって、フリーハンドで何でもかんでもということではなくて、育児とか介護とか、段々決まってくる。

野田委員 できる業種は決まってくる。

佐藤委員 育児、介護などのつぴきならない状況もある。

小田切課長 在宅勤務は本当にこれから。とりあえず制度は作るが、実際の運用、やり方については今からしっかりと詰めていくことになる。

三塚委員 例外的な使い方しかないと思うが。

野田委員 在宅でできるといえば、唯一できるのは通販の発注、受注ぐらい。

市川教育長 書いたからすぐできるというわけではない。制度を詰めてやっていくということ。基本的にはよろしいか。

### 【原案どおり決定】

## 2 報告事項

### (3) 2019年度山梨県教科用図書選定審議会の答申について 〔説明〕 義務教育課

市川教育長 これは県の審議会では教科書の優劣を決めるわけではない。あくまでも参考資料として示して、採択権者はそれを見ながら決めるということ。

中込課長 県内は6つの地区に分かれ、その地区ごとの採択ということ。甲府市だけは市単独だが、ほかの地区は教育事務所ごとの採択ということで、採択地区協議会を作って採択をする。

加藤委員 協議会では若干調整するのか。

中込課長 あると思うが、その地区内では同一の教科書を採用する。

野田委員 注意するのは、歴史の教科書と、道徳の教科書。偏向と肩入れがないように。

中込課長 昨年度は小学校で道徳の教科書の採択があったが、県内は2社。6地区のうち、2地区が1社。そして4地区が1社ということで、2社の教科書を採択している。

野田委員 ちなみにどこの教科書か。

中込課長 峡東と峡南が1社の教科書。それ以外の4つの地区につきましては、もう1社の教科書を使っている。

野田委員 道徳は調査対象教科書の会社が多い。ほかの教科は大体5、6社だが、道徳だけ8社。

中込課長 8社出ている。その前に文科省のほうで心のノートだとか、様々なものを作ってきたので、そのベースがかなりある中での教科書の作成になったと思う。

野田委員 そこは点数化できない。

### 【了知】

3 その他報告 な し

[ 教育長閉会宣言 ]

以 上